

茨木市中心市街地活性化基本計画 新旧対照表 (傍線赤文字部分は変更箇所)

変 更 後					変 更 前				
1.～6.略					1.～6.略				
7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項					7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項				
[1]～[2] (1) 略					[1]～[2] (1) 略				
(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業					(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業				
事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項	事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 茨木市農業祭 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	【事業名】 茨木市農業祭 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 <u>まちづくり会社運営支援事業</u> 【内容】 <u>中心市街地の活性化に関する各種事業を行うまちづくり会社の運営支援を行う。</u> 【期間】 <u>令和元年度～令和6年度</u>	<u>茨木市</u>	【位置付け】 <u>まちづくり会社が行うにぎわいの創出や魅力向上に向けた経費等を支援することにより、中心市街地の活性化を効率的かつ実効的に推進する。</u> 【必要性】 <u>本事業は、目標①中心商業機能の質の更新、目標②滞在・活動の場の創出の達成に必要である。</u>	【支援措置】 <u>中心市街地活性化ソフト事業</u> 【実施時期】 <u>令和5年4月～令和7年3月</u>	<u>区域内</u>	<u>新規追加</u>				
(2)～(3) 略					(2)～(3) 略				
(4) 国の支援がないその他の事業					(4) 国の支援がないその他の事業				
事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項	事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 クリエイターズマーケット整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	【事業名】 クリエイターズマーケット整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 まちづくり会社による店舗誘致事業 【内容】 建物を整備し、市民ニーズにあった業種・業態の店舗を誘致する。 【期間】	F I C ベース株式会社	まちづくり会社が市民ニーズに合致した業種・業態の店舗を誘致することで、魅力的な商業空間の形成を図る。 本事業は、目標①中心商業機能の質の更新、目標②滞在・活動の場の創出の達成に必要である。			【事業名】 まちづくり会社による店舗誘致事業 【内容】 建物を整備し、市民ニーズにあった業種・業態の店舗を誘致する。 【期間】	F I C ベース株式会社	まちづくり会社が <u>空き家や店舗等を借り上げ、建物の改修や付帯設備の整備を行い、商業等複合施設としてサブリースし、</u> 市民ニーズに合致した業種・業態の店舗を誘致することで、魅力的な商業空間の形成を図る。 本事業は、目標①中心商業機能		

令和3年度～令和6年度				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1]～[2] (3) 略

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 市道市役所前線歩道改良事業 【内容】 市道市役所前線の歩道を拡幅及びバリアフリー化を図る 【期間】 令和5年度～	茨木市	市役所と文化複合施設の間を走る市道市役所前線の歩道を改良し、バリアフリー化及び歩行環境の改善を図る。 本事業は、目標②滞在・活動の場の創出の達成に必要である。		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

(1) 庁内連絡会議の開催状況

■茨木市中心市街地活性化連絡会議 委員

	所 属	役職
(略)	(略)	
4	市民文化部	部長
5		理事
6	福祉部	部長
(略)	(略)	(略)
27	都市整備部	都市政策課
28		居住政策課
29		審査指導課
30		市街地新生課
31	建設部	建設管理課
28		交通政策課
32		公園緑地課
(略)	(略)	(略)

(令和3年4月現在)

■茨木市中心市街地活性化連絡会議 幹事会

	所 属	役職
(略)	(略)	(略)
9	都市整備部	都市政策課
10		居住政策課

令和3年度～令和6年度		の質の更新、目標②滞在・活動の場の創出の達成に必要である。		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1]～[2] (3) 略

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 市道市役所前線歩道改良事業 【内容】 市道市役所前線の歩道を拡幅及びバリアフリー化を図る 【期間】 令和4年度	茨木市	市役所と文化複合施設の間を走る市道市役所前線の歩道を改良し、バリアフリー化及び歩行環境の改善を図る。 本事業は、目標②滞在・活動の場の創出の達成に必要である。		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

(1) 庁内連絡会議の開催状況

■茨木市中心市街地活性化連絡会議 委員

	所 属	役職
(略)	(略)	
4	市民文化部	部長
5		理事
6	健康福祉部	部長
(略)	(略)	(略)
27	都市整備部	都市政策課
28		居住政策課
29		審査指導課
30		市街地新生課
31	建設部	建設管理課
28		道路交通課
32		公園緑地課
(略)	(略)	(略)

(令和元年8月現在)

■茨木市中心市街地活性化連絡会議 幹事会

	所 属	役職
(略)	(略)	(略)
9	都市整備部	都市政策課
10		居住政策課

11		市街地新生課	課長
12		建設管理課	課長
13	建設部	<u>交通政策課</u>	課長
14		公園緑地課	課長

(令和3年4月現在)

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

- (1) 略
(2) 協議会・専門部会の開催状況

■協議会

開催日		主な検討項目
(略)		
第16回	令和3年 12月20日	・基本計画の変更申請について
<u>第17回</u>	<u>令和4年 4月27日</u>	<u>・基本計画の中間フォローアップに関する報告について</u>
<u>第18回</u>	<u>令和4年 12月19日</u>	<u>・基本計画の変更申請について</u>

- (3) ~ (4)
[3] 略
10. ~ 12. 略

11		市街地新生課	課長
12		建設管理課	課長
13	建設部	<u>道路交通課</u>	課長
14		公園緑地課	課長

(令和元年8月現在)

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

- (1) 略
(2) 協議会・専門部会の開催状況

■協議会

開催日		主な検討項目
(略)		
第16回	令和3年 12月20日	・基本計画の変更申請について
<u>新規追加</u>		
<u>新規追加</u>		

- (3) ~ (4)
[3] 略
10. ~ 12. 略